

3 成年後見制度の課題

(1) 成年後見制度の利用の状況

基本計画の策定に当たって国が設けた成年後見制度利用促進委員会においては、現在の成年後見制度の利用では財産管理の観点が重視されており、第三者が成年後見人等を務める場合のなかには、意思決定支援や身上保護の視点に乏しい運用がなされているものがあるとの意見が出されています。

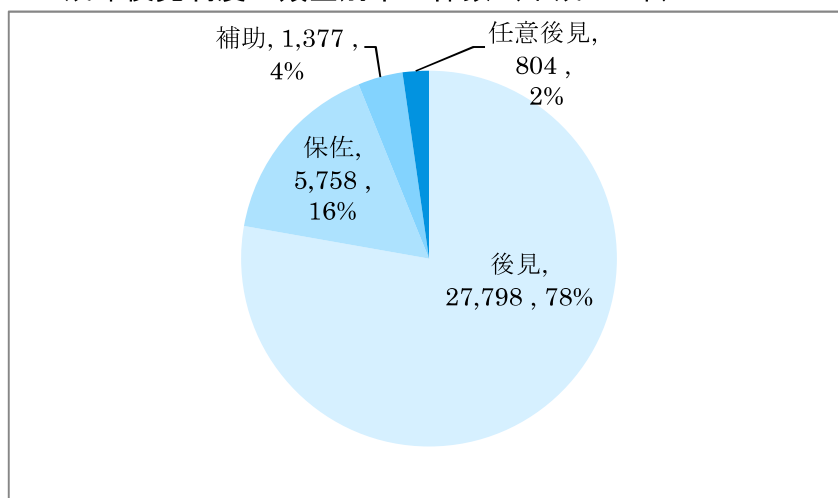
また、成年後見制度が多く利用されていない理由としては、預貯金の解約や介護保険契約（施設入所）など社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されないこと、成年後見制度を利用しても福祉的な視点による運用がなされていないことなどが挙げられています。

最高裁判所集計の平成29年の成年後見関係事件の概況からも、認知症高齢者等が判断能力を欠く状態になってから、財産管理や契約行為のために、財産管理などの専門職が成年後見人等を務めている現状となっています。

【全国の成年後見関係事件の概況】

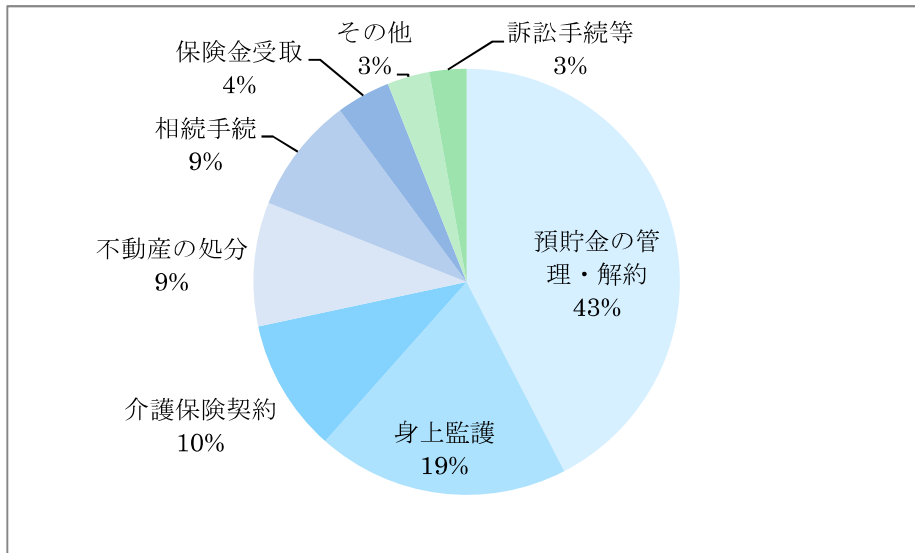
- 成年後見制度の類型別の申立件数の割合から見ると、常に判断能力を欠く状態になった認知症高齢者等に適用される後見開始の審判が全体の78%を占めている。
- 成年後見制度を利用する目的では、預貯金等の管理・解約の43%に対して、身上監護（保護）は19%に留まっている。
- 成年後見人等と成年被後見人等の関係を見ると、被後見人等の配偶者、親、子その他の親族が後見人等を務めたものが26.2%、司法書士、弁護士、社会福祉士などが後見人等を務めたものが65.4%である。

図表 1-3-1 成年後見制度の類型別申立件数（平成29年）



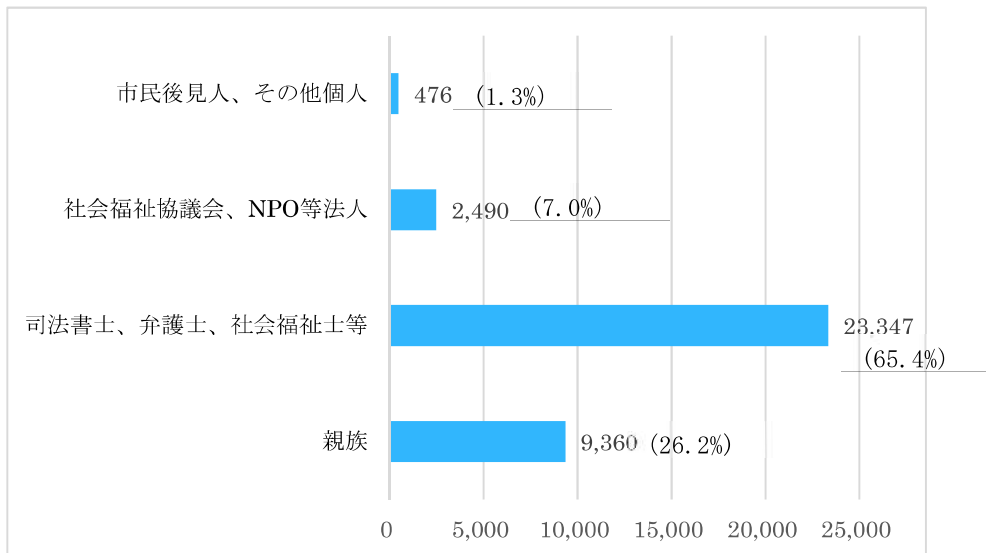
出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成29年1月～12月-」

図表 1-3-2 成年後見制度を利用する目的（平成 29 年）



出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

図表 1-3-3 成年後見人等と成年被後見人等の関係（平成 29 年）



出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

(2) 国の成年後見制度利用促進計画の工程表

国が掲げる成年後見制度の利用促進に向けた段階的・計画的な整備工程

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定の働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効果的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効果的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等				

出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画」

(3) 欠格条項の見直し

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことが理念に掲げられています。

また、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」においては、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとされています。

一方で、各法令には欠格条項（成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度をいう。）が設けられており、個々人の状態に関わらず、成年後見制度を利用している者が一律に職業・資格などから排除されているとの意見がありました。

このため、成年後見制度の利用に関わらず、個々人の判断能力によって資格等の取得、維持を判断するべく、国会において成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行う法律案が審議されています。

【成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に掲げられた欠格条項を見直す法律例】

- ・ 国家公務員法、地方公務員法
- ・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員）
- ・ 医師法、歯科医師法
- ・ 介護保険法（介護支援専門員）
- ・ 教育職員免許法
- ・ 弁護士法、司法書士法、行政書士法
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法

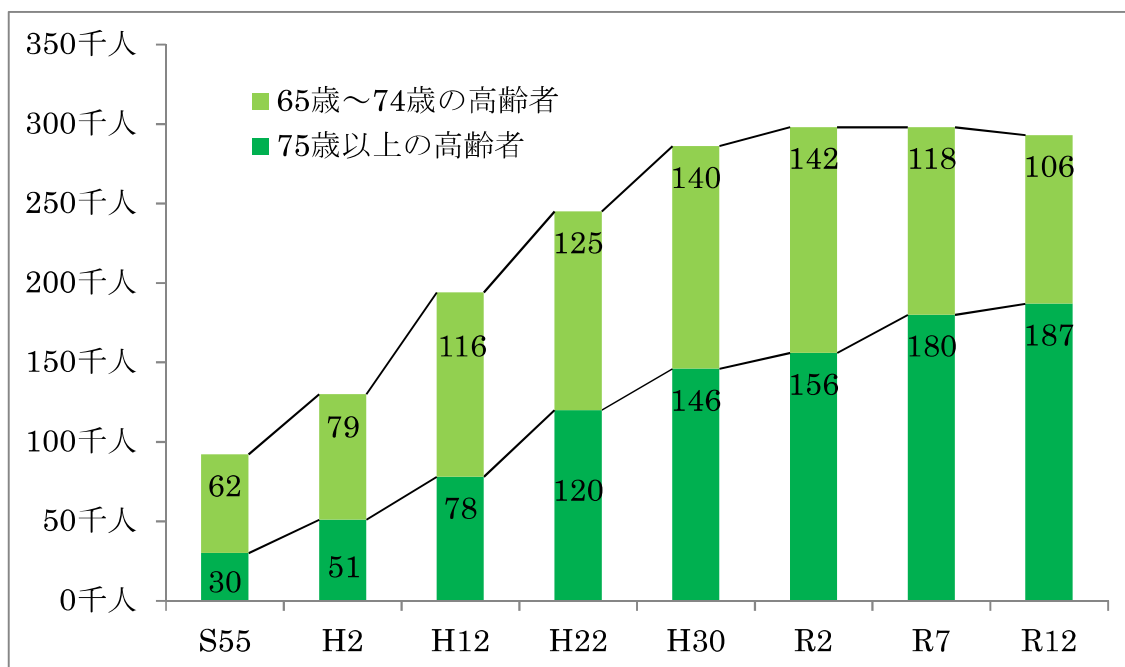
第2 北九州市における成年後見制度利用促進の背景

1 高齢者を取り巻く状況

(1) 北九州市における高齢化社会の現状

- 本市の高齢化率は、昭和55(1980)年当時8.7%でしたが、平成30(2018)年3月末時点では30.1%となり、21.4ポイント増加しています。
- 将来的に本市の高齢化率は、2030年には33.5%、75歳以上の割合は21.4%に達すると予想されています。
- 75歳以上の高齢者数も、昭和55(1980)年時点、30,489人であったところ、平成30(2018)年3月末時点では、146,888人となり、約4.8倍の増加になっています。

図表2-1-1 本市の高齢者数の推移



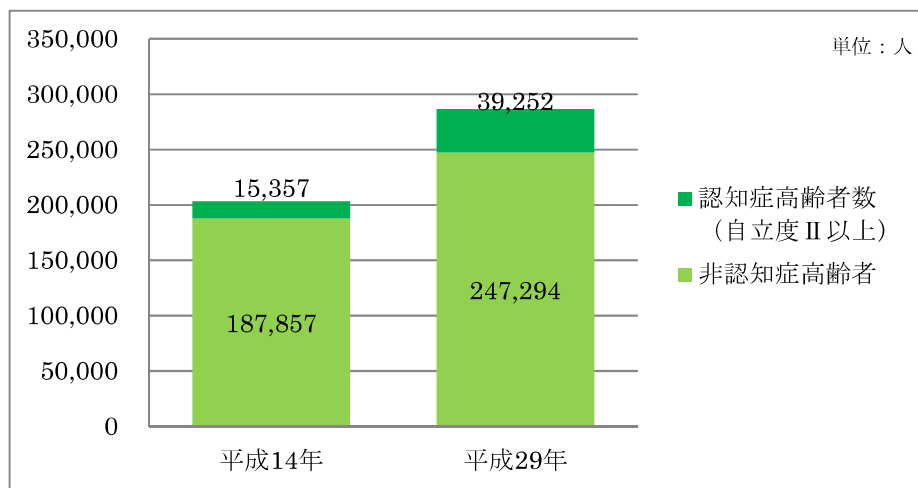
出所：総務省「国勢調査」、北九州市「北九州市の少子高齢化の現状」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）

(2) 認知症高齢者の増加

- 本市における認知症高齢者数は、平成 29(2017)年 9 月末時点で平成 14(2002)年の 2.5 倍を超える 39,252 人となっています。
- 将来的に本市の認知症高齢者数は、2020 年には 4 万人を超えると考えられます。
- 全国では、平成 24(2012)年の認知症高齢者数は 462 万人でしたが、令和 7(2025)年には約 700 万人、5 人に一人が認知症になるとの推計がなされています。(有病率 19.0%~20.6%)

図表 2-1-2 本市の認知症高齢者の比較



図表 2-1-3 全国の認知症高齢者の推計

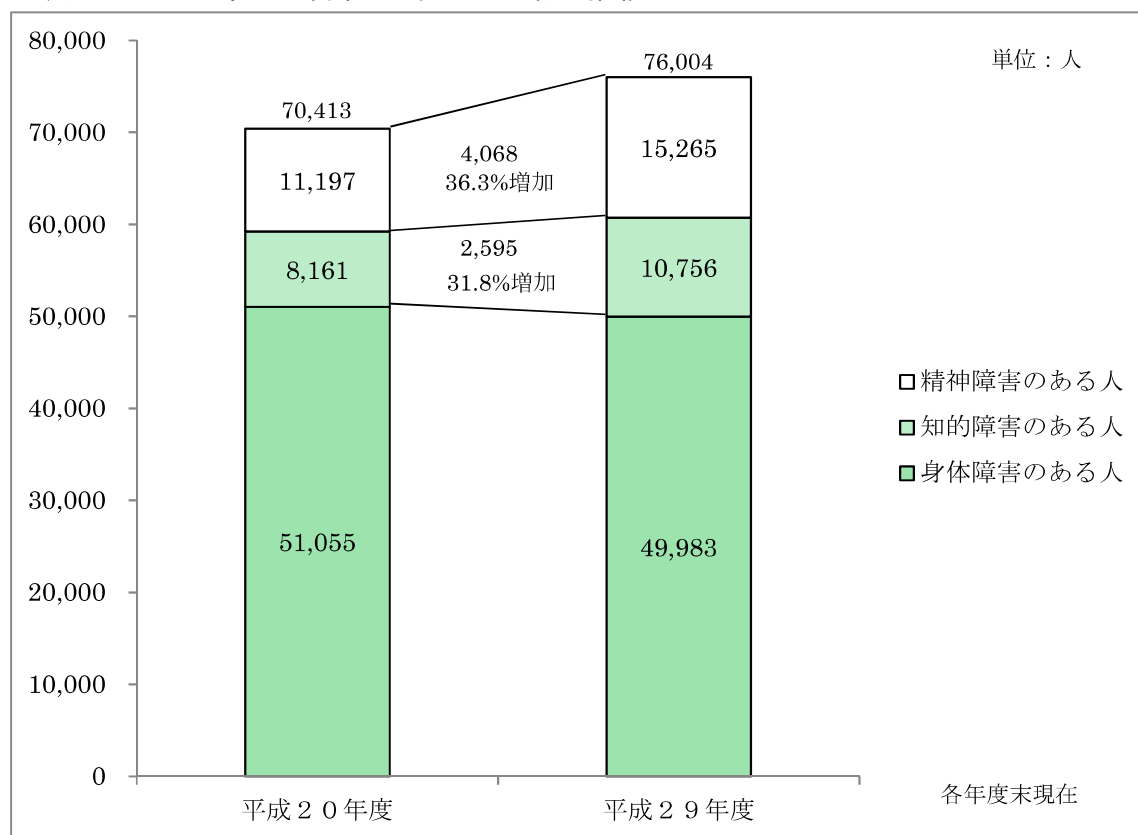


出典： 内閣府「平成 29 年版 高齢社会白書」

2 障害のある人を取り巻く状況

- 本市において平成30年3月末現在、障害者手帳の交付を受けている身体障害、知的障害のある人や精神通院医療等を利用している精神障害のある人の総数は、76,004人です。
- 複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、市民（平成30年4月1日現在北九州市推計人口945,061人）の約8.0%に当たります。
- これを平成20年度末の70,413人（市人口の約7.2%）と比較すると、5,591人（7.9%）の増加、市の人口に占める割合も0.8ポイント上昇しています。
- この10年間で、知的障害のある人は2,595人（31.8%）の増加、精神障害のある人は4,068人（36.3%）の増加となっています。

図表 2-2-1 市内の障害のある人の数の推移



身体障害、知的障害のある人の数は障害者手帳交付数
精神障害のある人の数は入院及び精神通院医療患者数

